

(2025年9月末現在)

《金融円滑化に対する当金庫の取組み状況について》

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための措置に関する説明書類

芝信用金庫

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために当金庫が実施した措置の状況並びに概要に関する事項を次のとおり開示いたします。

第1 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための措置の実施に関する方針の概要

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なりスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮し地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

- (1) お客様からの貸付け条件変更等の申出に関しては、昨今の経済環境の悪化を踏まえ、金融円滑化の精神に即し、可能な限り迅速かつ柔軟に対応いたします。
- (2) お客様の実態を踏まえ、必要に応じて経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を積極的に行うよう努めてまいります。
- (3) 与信取引にあたっては、顧客の知識や経験、取引状況等も把握した上で適切かつ十分な説明を行います。
- (4) 他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得た上で対応を行います。
- (5) お客様からの与信取引に関する問合せ、相談、要望及び苦情の申し出に対しては、適切な対応を行うよう努めてまいります。

第2 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- (1) 各営業店の支店長を「金融円滑化管理者」、各営業店の融資課長（又は副支店長）

を「金融円滑化担当者」として、お客様からの条件変更等のご相談や申込みに対応する体制をとっております。

- (2) 営業店では、お客様からの条件変更等の申込みに対し適切かつ迅速な対応を行うため、「営業支援システム」で申込み案件の受付から実行までの進捗管理を行うとともに、四半期毎に実施状況を融資部へ報告する体制をとっております。
- (3) 融資部においては、報告された「融資受付一覧表」を基に条件変更等の実施状況を集計し、金融円滑化管理責任者に報告する体制をとっております。
- (4) 金融円滑化管理責任者は、上記実施状況を必要に応じて理事会等に報告し、金庫全体で金融円滑化に対する取組み状況を把握する体制をとっております。

第3 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) 営業店における苦情相談受付体制
お客様からの苦情相談に適切に対応するため、各営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しております。営業店で受付けた苦情相談につきましては、真摯な対応を行うとともに、「苦情相談等報告書兼記録簿（金融円滑化専用）」によって、コンプライアンス統括室に報告する体制をとっております。
- (2) 本部における苦情相談受付体制
本部における苦情相談窓口として、コンプライアンス統括室に「金融円滑化専用のフリーダイヤル」を設置しております。コンプライアンス統括室で受付けた苦情相談については、「苦情相談等報告書兼記録簿（金融円滑化専用）」により営業店に対し通知を行うとともに、その対応結果について常勤理事会へ報告する体制をとっております。

第4 中小企業者に対する金融の円滑化を図るための措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 営業店においては、お客様の経営状況を継続的に把握するよう努めるとともに、経営改善計画の策定にあたっては必要に応じて助言を行うなど、事業再生に向けた支援体制をとっております。
- (2) 本部においては、経営支援部が中心となり、各営業店と連携してお客様の経営改善及び事業再生を積極的に支援する体制をとっております。

【企業再生に向けた取り組み】

1. 法人・個人のお客様に対するライフサイクルに応じた各種支援

① 創業・新事業支援

- ・ 東京都中小企業振興公社、神奈川産業振興センターと連携した支援
- ・ 各種制度融資の積極活用（創業・新事業支援融資）

② 経営改善・事業再生支援

- ・ 会員・お取引先の財務内容に応じた各種制度融資の斡旋、活用
- ・ 支援先に対する経営改善計画書の策定支援及び個別診断の実施（営業店と連携し、東京都及び神奈川県中小企業活性化協議会の積極的活用を図る。）

③ 事業承継支援

- ・ 後継者難等の課題を持つお客様に対する事業存続に向けた支援及び M & A の活用

2. 提案・相談業務によるコンサルティング機能

① 外部専門家による各種相談会の実施

② 外部専門家による書面相談の実施

③ 外部専門家による出張相談会の実施

第5 中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における措置の実施状況

別表1をご覧ください。

第6 住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における措置の実施状況

別表2をご覧ください。

以 上

(2025年9月末現在)

《金融円滑化に対する当金庫の取組み状況》

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために当金庫が実施した措置の状況並びに概要に関する事項を次のとおり開示いたします。

1. 中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における措置の実施状況

(別表1)[債務者が中小企業者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(2020年3月10日からの累積実施状況)

(単位:件)

		2025年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	8,367
うち、実行に係る貸付債権	件数	8,136
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	72
うち、審査中の貸付債権	件数	35
うち、取下げに係る貸付債権	件数	124

2. 住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における措置の実施状況

(別表2)[債務者が住宅資金借入者である場合]

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(2020年3月10日からの累積実施状況)

(単位:件)

		2025年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	237
うち、実行に係る貸付債権	件数	230
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	1
うち、審査中の貸付債権	件数	0
うち、取下げに係る貸付債権	件数	6

以上